

一般社団法人日本実践美術教育学会会則

第1条（名称）

本会は、一般社団法人日本実践美術教育学会と称し、JAPAN PRACTICAL ART EDUCATION SOCIETY と英訳する。

第2条（本部の所在地）

本会の本部を国立学校法人岡山大学大学院教育学研究科（〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中 3-1-1 大橋功気付）に置く。

第3条（事務局の所在地）

本会の事務局を国立学校法人岡山大学大学院教育学研究科（〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中 3-1-1）に置く。

第4条（目的）

本会は幼児教育、保育、学校教育、社会教育、インクルーシブ教育における課題を視野に、美術教育の実践と理念の関連と統合をめざし、研究を深める事を目的とする

第5条（事業）

本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の実践美術教育に関する研究及び情報の交換を行うこと
- (2) 実践美術教育に関連する内外の諸機関との連携を図ること
- (3) 会員の実践美術教育に関する講習会・研修会などを開催すること
- (4) 会員の実践美術教育に関する研究及びその実施に寄与すること
- (5) 学会誌の発行を行うこと
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

第6条（会員）

本会の目的・事業に賛同するものをもって会員とする。

2 本会の会員は次の5種とする

- (1) 正会員 実践美術教育について学識経験のある者、又は実践美術教育の研究及びその実施に関心のある者
- (2) 学生会員 実践美術教育に関心を有するもので、大学学部及び大学院の在学者又はこれらに準ずる在学者で社会人をのぞく者
- (3) 団体会員 入会を承認された保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専門学校・大学・美術館・博物館・図書館その他学校教育第一条校をはじめとした保育、教育に関係する公共性のある機関及び団体
- (4) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (5) 名誉会員 本会に寄与し、美術教育について特に顕著な功績のあった者

3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第7条（組織・運営）

本会は以下の役員組織をもって運営する。

- (1) 顧問：若干名

- (2) 会 長：1名
- (3) 副会長：2名
- (4) 事務局長：1名
- (5) 監事：2名
- (6) 事務局：若干名

第8条（ 会議 ）

本会は以下の会議を行うものとする。

- (1) 総会は年1回とする。
- (2) 事務局会議は必要に応じて開催するものとする。

第9条（ 会計 ）

本会の会計は会費および、その他の収入を以ってこれに当てる。

- 2 本会の会計年度は毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。
- 3 会計担当は、岡山県立岡山支援学校（〒703-8207 岡山県岡山市北区祇園866）太田望とする。

附則

- 1 本会は昭和58年4月1日に設立し、本会則は同日より実施する。
- 2 本会則は平成8年5月1日一部改訂する。
- 3 本会則は平成14年9月1日一部改訂する。
- 4 本会則は平成28年8月1日一部改訂する。
- 5 本会則は平成28年4月1日一部改訂する。
- 6 本会則は平成29年3月27日一部改訂する。

申し合わせ事項

- 1 会費は、正会員3,000円、学生会員1,000円、団体会員8,000円、賛助会員20,000円、名誉会員無料とする。

日本実践美術教育学会役員組織

会長	大橋 功	岡山大学
副会長	鈴木 光男	聖隷クリストファー大学
副会長・事務局長	清田 哲男	岡山大学
副会長・研究部	橋本 忠和	北海道教育大学・函館校
事務局・編集部	妹尾 佑介	岡山県立玉島高等学校
事務局・庶務部	松浦 藍	岡山市立旭東中学校
事務局・幹事	秋山道広	芦屋市立精道小学校
事務局・会計	太田 望	岡山県立岡山支援学校
監事	垣見 敏雄	東近江市立能登川中学校
監事	森田ゆかり	金城大学短期大学部
顧問	辻田 嘉邦	創設者・兵庫教育大学名誉教授
顧問	村瀬 千檜	北海道教育大学岩見沢校
顧問	森 克己	有限会社 森